

案内文 三折はがき見本(案)

郵便はがき

料金後納
郵便

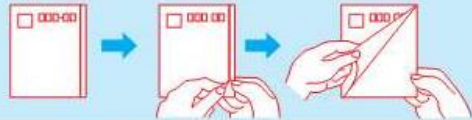
郵便番号_印字箇所
宿泊事業者住所_印字箇所

宿泊事業者名_印字箇所

重要文書在中

沖縄県税務課
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 5F
TEL:098-866-2101

開封方法



●ご案内は内側にあります。
ゆっくりと開かないで、ここからはがしてご覧ください。→

宿泊税に関する事業者説明会について

平素より沖縄県税へのご理解と納付へのご協力ありがとうございます。
沖縄県では、国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心で快適な観光の実現、旅行者の受入れの体制の充実強化、観光旅客の受入れと地域住民の生活との調和、沖縄固有の歴史及び伝統文化の継承並びに自然環境の保全その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊税を導入することを予定しています。
つきましては、下記のとおり説明会の開催についてご案内します。

会場_印字箇所

那 覇 市 会 場

実施日時: 令和8年2月10日(月)
①10:30~12:00
②14:30~16:00
場 所: 沖縄県庁5階第1会議室
那覇市泉崎1-2-2 5階
申込期日: 令和8年2月3日(月)

受付QR
コード

※記載の二次元バーコードによりお申込みください。
(事前質問の受付もあります)
※会場毎に受付数の上限がありますので、ご注意ください。
※説明会資料については会場にて配布します。
(沖縄県税務課HPから閲覧ダウンロードもできます)

HP_QR
コード

宿泊税制度の概要

区分	内容
納税義務者 徴収方法	沖縄県内の宿泊事業者(ホテル、旅館、簡易宿所、民泊)が、宿泊者から徴収し、県に納入していただきます。
税率	宿泊料金(素泊まり料金)に応じて、定率2%を宿泊者に納めていただきます。(ただし、税額2,000円を上限とします。) ※県と併せて市町村が宿泊税を課する場合 県税: 定率0.8%(ただし、税額800円を上限とします。) 市町村税: 定率1.2%(ただし、税額1,200円を上限とします。) (例) 素泊まり料金(1名・1泊)8,500円 → 課税標準8,000円(千円未満切り捨て) 8,000円×2%=160円 (うち、県税64円、市町村税96円)
用途	観光の振興を図る施策に充てられます。
課税免除	・修学旅行、部活動 など

【お問い合わせ】
(税制度全般) 総務部税務課 TEL:098-866-2101
(使途事業関連) 文化観光スポーツ部観光政策課 TEL:098-866-2763

約153mm

約102mm

約102mm

約102mm

約306mm